

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第9号

専 決 処 分 書

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に
より、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 6 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合

計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 11 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

- 12 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかか

わらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和２年度分の保険料であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、令和２年５月７日から施行し、改正後の附則第６項から第１１項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から令和２年９月３０日以後の規則で定める日までの間に属する場合に、改正後の附則第１２項の規定は令和２年２月１日から適用する。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、次のとおり亀岡市国民健康保険条例の一部を改正した。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給することとした。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行うため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和2年5月7日から施行した。